

令和2年度第8回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年11月5日(木) 午後1時24分から午後2時38分
2. 開催場所 三次市役所 6階 601, 602 会議室
3. 出席委員(18人)

1番	有重 貢	2番	池本 秀雄	3番	上田 憲昭	4番	大前 万寿美
5番	加藤 好隆	6番	河本 研二	7番	木原 孝行	8番	寺重 茂晴
9番	橋本 正二	10番	橋本 洋資	11番	林 敏明	12番	平尾 敏之
13番	廣瀬 勝秀	14番	福田 博之	16番	箕田 英紀	17番	向井 泰治
18番	横田 和彦	19番	吉森 法和				
4. 欠席委員(1人)

15番	松山 和登
-----	-------
5. 議事日程
 - 報告第26号 利用権の終了(農用地利用集積計画)
 - 報告第27号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
 - 報告第28号 非農地証明願承認
 - 議案第37号 農地法第3条
 - 議案第38号 農地法第4条第1項
 - 議案第39号 農地法第5条第1項
 - 議案第40号 農用地利用集積計画
 - 議案第41号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見
 - 議案第42号 令和3年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)
6. 農業委員会事務局職員
 - 中廣事務局長 上岡係長 長谷川主任
7. 会議の概要

局長 只今から、令和2年度第8回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本会長 あいさつ)

局長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。よろしくお願ひします。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は18人です。よって、総会は成立いたします。

松山委員から一身上の都合により欠席する旨の通知がありましたので報告いたします。

本日の議事録署名者に、向井委員、横田委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和2年度第8回三次市農業委員会総会を開会します。
本日の日程について、事務局から説明を求めます。

局長 それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。
報告案件が、報告第26号から報告第28号までの3件です。
議案が、議案第37号から議案第42号までの6議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 議事日程に従い、報告第26号から報告第28号について事務局から順次説明を求めます。

局長 報告第26号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について4件ご報告いたします。
内容は、10月12日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。
詳細については、議案書をご一読ください。

報告第27号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について6件ご報告いたします。
内容は、10月12日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。
詳細については、議案書をご一読ください。

報告28号「非農地証明願承認」について3件ご報告いたします。
申請番号15 非農地となった理由は、_____地内6筆は、平成23年頃から、_____地内3筆は、年月日不詳にて、それぞれ耕作放棄、原野化又は山林化し現在に至っています。

申請番号16 非農地となった理由は、昭和45年以前の年月日不詳にて申請者の曾祖父が居宅を建築、宅地化し現在に至っています。

申請番号17 非農地となった理由は、約35年前から耕作放棄、原野化し現在に至っています。報告については以上です。

議長 報告第26号から報告第28号を報告いたしました。
報告3件について、質問があればどうぞ。

(質疑なし)

議長 議案第37号「農地法第3条」について事務局から、順次説明を求めます。

局長 議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請」について9件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号41 譲受人が、●●●●さんで、経営面積は88,623㎡です。
本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 申請者同士の土地は隣接しています。譲受人に売買されるもので、耕作の便利がよく問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 41 を決めます。
次に申請番号 42 の説明を求めます。

局 長 申請番号 42 譲受人が、●●●●さんで、新規営農です。
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

11 番 譲渡人の居宅は空き家バンクに登録されており、今回話がまとまり、農地も譲り受けることとなりました。農業用機械の保有も一部されており、その他の機械については近隣の知人から借り受けて耕作されます。すでに除草管理等もされており、耕作されるものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 42 を決めます。
次に申請番号 43 の説明を求めます。

局 長 申請番号 43 譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 1,352 m²です。
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 譲受人は同地区において長年農業をされています。居住地から近いため取得を考えられ、譲渡人は遠方に住まわれているため譲渡を考えられ申請されました。現在防草シートを敷かれています。取得後の農地は適正に耕作されるものと思われます。周辺農地の利用に支障を生ずる恐れはないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 43 を決めます。
次に申請番号 44 の説明を求めます。

局 長 申請番号 44 譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 6,841 m²です。
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

5 番 譲渡人は高齢で農業が難しい状況であり、譲受人へ譲渡を申し入れ申請となりました。譲受人の機械の保有状況、周辺農地への影響等は問題ないものと思われま。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 44 を決めます。
次に申請番号 45 の説明を求めます。

局 長 申請番号 45 譲受人が、●●●●さんで、新規営農です。
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

5 番 譲渡人は遠方に住まわれ、高齢のため営農が難しい状況でした。新たな耕作者を探されていたところ譲受人と話がまとまりました。近くに親戚もあり、共同して耕作され、農機具も親戚から借りられます。近隣農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 45 を決めます。
次に申請番号 46 の説明を求めます。

局 長 申請番号 46 譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 1,139 m²です。
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 申請地は譲受人の農地の隣接地で、今までも耕作されていましたが、今後も効率的に利用されると思われま。農業上の利用に支障を及ぼすことはないものと思われま

す。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 46 を決めます。
次に申請番号 47 の説明を求めます。

局長 申請番号 47 譲受人が、●●●●さんで、新規営農です。
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

18 番 譲渡人は 3 年以上前に転出されており、譲受人は当住宅を購入され転入されています。譲渡人は高齢になられ譲渡したい、譲受人は就農したいという両者の意向が一致され所有権移転申請されます。耕作に必要な機械は一通りあり、意欲もあり農地は全て耕作されるものと思われます。周辺農地への影響はないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 47 を決めます。
次に申請番号 48 の説明を求めます。

局長 申請番号 48 譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 6,781 m²です。
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 譲渡人は高齢で経営規模を減らしたいと考えられていました、譲受人は隣接地で農業をされており経営拡大を考えられて譲渡を申し入れ、意向が一致しました。譲受人は必要な農業用機械は全て保有されており問題ありません。農地取得による周辺農地への悪影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 48 を決めます。
次に申請番号 49 の説明を求めます。

局長 申請番号 49 譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 13,089 m²です。
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 申請者は隣同士で、譲渡人は子どもさんのところへ住まわれています。以前から譲受人が耕作されていましたが、今回所有権移転して耕作を引き続きされるものです。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 49 を決めます。
議案第 37 号「農地法第 3 条」については、申請番号 41 から申請番号 49 までを異議なしと決めます。
議案第 38 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から、説明を求めます。

局長 議案第 38 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 1 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。
申請番号 18 申請人が●●●●さん、内容は、進入路の整備です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 現在、申請地は、事務所や住宅、農地への進入路として利用されています。用排水対策に問題は発生していません。周辺への土砂の流出等被害が発生する恐れはありません。すでに進入路として利用されているため、始末書が提出されています。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 18 を決めます。
議案第 38 号「農地法第 4 条第 1 項」について、申請番号 18 を異議なしと決めます。
議案第 39 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 39 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 6 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

申請番号 41 申請地が、譲受人が、●●●●さん、内容は、駐車場の整備です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人は転居され空き家となっていました。譲渡人は現在、近隣で営業されていますが、移転先を探され、譲渡人が所有する申請地に隣接する作業場を購入されました。今回、申請地に碎石を入れ4台分の駐車場として利用されます。法面は現状のまま利用、用排水対策に問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 41 を決めます。
次に申請番号 42 の説明を求めます。

局 長 申請番号 42 申請地が、譲受人が、有限会社 ●●●●、内容は、資材置場の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 譲渡人は高齢となり数年耕作をされておらず、利用者を探しておられました。譲受人は事務所を申請地に隣接する資材置場として利用していた場所に移転されました。それによって資材置場が不足したため、譲渡人との話がまとまりました。建設会社の建設資材、重機、従業員駐車場を勘案したところ、適切な面積として認められます。転用することによる周辺農地への悪影響はないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 42 は許可妥当として処理諮問いたします。
次に申請番号 43 の説明を求めます。

局 長 申請番号 43 譲受人が、有限会社 ●●●●、内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人は申請地を相続されましたが、遠方に住まれ耕作が困難なため困っていたところ譲受人から申し入れがあり今回の申請となりました。周辺農地への影響はありません。農地は碎石をひかれ、年2～3回草刈りをされます。用排水対策に問題あり

ません。周辺住民へ転用計画を説明され承諾を得られています。審議のほどよろしく
お願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 43 を決めます。

申請番号 44 と申請番号 45 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思いま
す。事務局から一括して説明してください。

局 長 申請番号 44 と申請番号 45 の譲受人が、●●●●さん、内容は、太陽光発電設備の
設置です。

本 2 件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地
であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定
済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 申請地は生産性の低い農地で、両譲渡人とも高齢になられ耕作が困難になられてい
たところ、譲受人から申し入れがあり申請となりました。用排水対策に問題ありませ
ん。農地へは碎石を引き、年 2～3 回草刈りをされます。近隣住民、農地所有者に転
用計画を説明し承諾を得られています。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 44, 45 を決めます。

次に申請番号 46 の説明を求めます。

局 長 申請番号 46 譲受人が、●●●●さんと●●●●さんで、持分がそれぞれ 10 分の 6
と 10 分の 4、内容は、一般住宅の建築です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 譲受人は現在、市内のアパートに居住されていますが、子どもの成長により手狭と
なることが予想されるため、希望する住環境に合う新たな住宅用地を探されていたと
ころ、申請地以外に適当な土地がないため選定されたものです。用排水対策に問題あ
りません。周辺への土砂の流出の恐れはありません。審議のほどよろしくお願いま
す。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 46 を決めます。

議案第 39 号「農地法第 5 条第 1 項」について、申請番号 41 及び申請番号 43 から申請番号 46 を異議なしと決し、申請番号 42 を許可妥当として処理諮問します。

議案第 40 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 40 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

23 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。

農地中間管理権の取得を伴わない貸借権設定が、4 件で、23,348 ㎡、農地中間管理権の取得を伴う貸借権設定が、14 件で、50,583.5 ㎡、合計が、18 件で、73,931.5 ㎡です。

各申請については、議案書をご一読ください。以上です。

議 長 質疑はありませんか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第 40 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 40 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議案第 41 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 41 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、川地地区の担い手である、●●●●さんに、農地 23 筆、50,583 ㎡を転貸するものです。説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

10 番 23 筆の内、1 筆だけ使用貸借となっているが、何か理由があるのですか。他に比べ耕作条件が悪い農地なのですか。今までもあったのだと思うのですが、今回 1 筆だけめだったため、質問しました。

事務局 手元では土地の条件等わからないため、別途回答します。

係 長 第 7 回総会でご質問のあった、農地中間管理機構の経営面積が集積計画に記載があるが、こういった数字が出てくるものなのか、という件について回答します。集積計画記載の経営面積は、農地中間管理機構が借受け、担い手に配分していない面積が表示されます。よって、毎月、集積と配分がされると数字は増減します。

議 長 それでは、議案第 41 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 41 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決めます。

議案第 42 号「令和 3 年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）」について事務局から説明を求めます。

局 長 恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いします。

議案書の 32 ページから 37 ページを本日お配りしたものとお差し替えください。議案書の内容は検討段階のものであり、誤って添付したものです。不手際をお詫びし、差し替えをお願いいたします。

議案第 42 号「令和 3 年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)」についてご説明しますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、「農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項」の規定に基づき、三次市長に対し、「農地等利用最適化推進施策の改善」について、意見を提出しようとするものです。意見書の概要については、本日お配りした成案を基に上岡係長からご説明します。

係 長 本案は、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、三次市長へ農地等利用最適化推進施策の改善について意見を提出するため、その内容を決定しようとするものです。

その主な提案内容をご説明します。180 ページをお開きください。

1 は、担い手の育成・支援のため、農機具の無償での貸出や、市外就業者雇用時の、住居の確保・家賃補助に係る制度を創設するものです。

2 の有害鳥獣対策は、駆除を主導する専任の担当者の配置と、狩猟免許補助制度の拡充です。

3 は、荒廃農地・遊休農地対策として、借手が付かない農地の管理に対する支援と、守るべき農地を主要に経営する法人の設立を行うものです。

4 その他の項目の（1）は、アンケートを実施し、農業経営の意向の掌握と、各地域・各集落の話し合いの材料としようとするものです。

（2）は、小規模・零細な農家の支援や専用機械の更新への補助制度の充実や新設です。

（3）は、米の直接支払交付金制度の廃止に当たり、農業経営安定施策に係る国・県への要望活動を提案しています。

（4）は、離農者の増加に備えた、「人・農地プラン」の策定や「農地中間管理機構」の活用促進です。

（5）は、農地や住居等の一層の情報提供により、若年世代の定住促進を進めよう

とするものです。説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 42 号「令和 3 年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書 (案)」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 42 号「令和 3 年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書 (案)」について、承認することに決めます。

以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(一般報告)

委員の皆様から何かございますか。

以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

局 長 次回の総会は、12 月 7 日 (月) 午後 1 時 30 分から、本日と同じく三次市役所 6 階 601 会議室及び 602 会議室で開催する予定です。以上で令和 2 年度第 8 回農業委員会総会を終了します。